

千葉県環境負荷低減事業活動の実施に関する君津地域計画認定要領
(みどりの食料システム法に基づく君津地域計画認定要領)

制定：令和5年12月1日 君農第1691号

1 目的

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく実施計画の認定等に係る審査を行うため「千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の促進に関する計画認定要領」第4の(1)に規定する千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

2 所掌事務

認定委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 「千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定の運用について」に規定する認定審査に関すること。
- (2) その他、認定委員会が必要と認める事項に関すること。

3 認定委員会

- (1) 認定を行うに当たり委員会を置く。なお、委員は次に掲げるものとする。

- ア 農業事務所次長
- イ 農業事務所企画振興課長
- ウ 農業事務所改良普及課長
- エ 農業事務所改良普及課主席普及指導員
- オ 農業事務所改良普及課グループリーダー（認定案件の該当地区）
- カ その他必要と認める者

- (2) 委員長等

委員長は農業事務所次長とし、会務を総理し会議の議長を務める。

副委員長は農業事務所企画振興課長とし、委員長に事故ある場合その職務を代理する。

- (3) 認定委員会の開催

招集は委員長が行う。

年度当初の認定委員会は委員全員を招集して開催する。

原則、認定委員会の開催は月1回とし、所内課長会議の終了後に開催する。

(毎月第4木曜日)

ただし、認定申請がない場合は、開催を見送ることができる。

なお、臨時開催や書面開催・WEB開催も認めることとする。

4 計画の認定

(1) 提出書類

実施計画の認定を受けようとする農業者は毎月5日までに農業事務所企画振興課へ書類を提出することとする。

ア 環境負荷低減事業

- ・様式第1号
- ・様式第3号
- ・その他必要な書類

イ 特定環境負荷低減事業

- ・様式第2号
- ・様式第4号
- ・その他必要な書類

ア・イ当てはまる方どちらかを提出することとする。

(2) 認定事務

農業事務所は認定委員会を開催し、法及び「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。）並びに「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。）に即した計画であるかどうかを審査する。ただし、特定環境負荷低減事業の場合にあっては、認定委員会より前に様式第5号により当該計画に係る関係市長の意見を聴くものとする。この場合、関係市長は、同意基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、別記様式第6号を農業事務所に提出することにより意見を述べるものとする。

計画を認定した場合にあっては、申請者に対し様式第7号又は第8号により認定し、認定書を交付する。また、関係市長に対し、認定書の写しを送付する。

また、特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合は、様式第8号と合わせて、関係市長に対し様式第9号により通知するとともに、関東農政局長（農林水産大臣）に対し、安全農業推進課を経由し様式第10号により通知するものとする。

(3) 計画の不認定

内容が認定要件に適合しないと判断した場合は、認定をしない理由を別記様式第11号により申請者に通知する。

(4) 計画の変更

認定を受けた農業者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第12号及び13号の申請書を知事に提出する。申請書には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第四十二号。）に基づき、変更後の実施計画（別記様式第1号又は第2号）その他必要な書類を添付するものとする。

また、軽微な変更をしようとするときは、別記様式第14号により農業事務所に届け出るものとする。農業事務所は、関係市長に届け出の写しを添えて通知する。

(5) 認定の取消し

農業事務所は、認定を受けた農業者が実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、認定委員会の意見を聴取し、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

認定を取り消した場合、農業者に別記様式第15号により農業者へ通知するとともに、関係市長に写しを添えて通知する。

(6) 実施状況の報告

農業事務所は、必要に応じて農業者に実施計画の実施状況について別記様式第16号により報告を求めることができる。

5 その他

その他必要な事項については、認定委員会において協議・決定するものとする。

6 事務局

会務を円滑に処理するため、農業事務所企画振興課に事務局を置く。

(附則)

本要領は、令和5年12月1日から施行する。

千葉県環境負荷低減事業活動君津地域計画認定委員会関係者名簿

	役職	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
1	委員長	君津農業事務所 次長	渡部 和彦	
2	副委員長	君津農業事務所企画振興課 課長	下條 美加	
3	委員	君津農業事務所改良普及課 課長	齋藤 秀一	
4	委員	〃 主席普及指導員	渡邊 健一郎	
5	委員	〃 グループリーダー	大山 康彦 宇賀神 七夕子 清原 玲子	南部 中央 北部
6	事務局	君津農業事務所企画振興課 主事 技師	高橋 佑聖 酒井 彩花	

(任期：令和5年12月1日～令和6年3月31日)